

北海道小樽高等支援学校 いじめ防止基本方針

北海道小樽高等支援学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

(1) 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てる、傍観するなどの行為も絶対に許さないという姿勢で、どのような些細なことでも必ず親身になって相談に応じるなどの対応が大切である。それらがいじめの発生、深刻化を防ぎ、生徒にいじめは絶対に許されないという意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動全般において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が生徒を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな成長を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

(2) 基本理念に基づく取組を進めるに当たっての留意点

- ア いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。生徒にいじめにつながるような不適切な方法で、人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことがないように、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携のもと、早期に解消する。
- イ 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものを言う。

(2) いじめを理解する上での留意点

- ア いじめをうけた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの真実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- イ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ウ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わないで指導するなど、柔軟な対応をする場合もある。ただし、これらの場合においてもいじめ対策指導委員会で情報共有をして対応する。

エ 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば発達障がいを含む障がいのある生徒」や「海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒」、「性同一性障害」や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

オ 「けんか」や「ふざけあい」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけあい」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

具体的ないじめの態様には以下のようなものがある。

- ・ 冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの要因

ア いじめは、児童生徒の同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。

イ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

ウ いじめは加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている。「傍観者」の存在や、学級の部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

エ いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

オ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができないために、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ対策指導委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ対策指導委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ対策指導委員会」

(2) 構成員

校長、副校長、教頭、教務主任、寮務主任、コーディネーター、指導部長、各学年指導担当、各学年主任、当該学級担任、養護教諭、寄宿舍指導部長、当該舎生室担当

* 必要に応じてスクールカウンセラーにも依頼する

(3) 役割

ア いじめ防止基本方針の策定、見直し

① 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実行・検証・修正を行う。

イ いじめ未然防止にかかわること（ネットパトロール含む）

① いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

② いじめの相談を受ける窓口を担う。

③ いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

④ いじめの疑いがある情報について、指導会議を開催し、いじめであるか否かの判断を行う。

ウ いじめ発生時の対応にかかわること

① いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者等との連携といった対応を組織的に実施する。

② いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するために、支援内容・情報共有・教職員の役割分担含む対処プランを策定し、確実に実行する。

エ 教職員の資質向上のための校内研修等

① いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

4 年間計画

- (1) 生徒指導上の課題に関する予防的なプログラム（学習内容）
- (2) 調査
 - ・ 4月 学校生活にかかわる指導（各学級）
 - ・ 5月 いじめ把握のためのアンケート調査（教育局様式）
 - ・ 11月 いじめ把握のためのアンケート調査（教育局）
- (3) 全校集会時の指導等（指導部）
- (4) いじめ対策指導委員会校内組織は、そのつど招集する

5 いじめの発生件数（令和6年度）

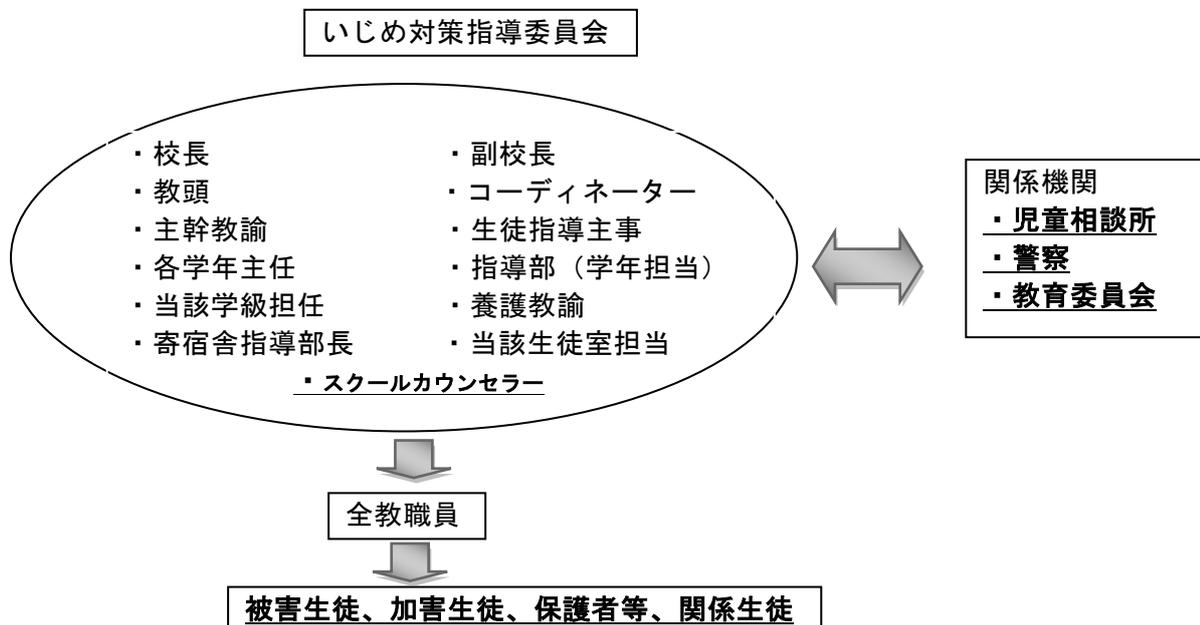
1件

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重の徹底がなされていることが求められている。そのことを基盤として人権に関して様々な学習活動を通して総合的に推進する必要がある。特に生徒が他者の傷みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取り組みが必要である。いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもって取り組む必要がある。

2 いじめ防止のための体制



※「指導会議」と「いじめ対策指導委員会」について

○「いじめ対策指導委員会」

いじめ問題に関してはその重大性を考慮し、「いじめ対策指導委員会」としてその対応等を協議する。

状況によっては、「指導会議」として扱いはじめた事案を「いじめ対策指導委員会」に切り替えて扱う場合もある。

3 いじめの未然防止

- (1) 普段からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識をもたせる。
- ①いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
 - ②いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。
 - ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
 - ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
 - ⑤いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - ⑥いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
 - ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
 - ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (2) いじめが生まれにくい環境をつくるため、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進する。
- ①教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努める。
 - ②教職員が配慮を要する生徒を中心に据えた学級経営や教育活動を展開していく。
 - ③自他の意見に相違があっても、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う。
 - ④授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会を工夫する。
 - ⑤生徒が活躍できる授業づくりなど、自己の存在感や充実感与える環境づくりを進める。
 - ⑥全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
 - ⑦自らいじめを解決し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育てる。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえる。
- ①教職員の何気ない言動が時に生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解する。
 - ②教職員の温かい言葉かけにより「認められた」と自己肯定感につながり、生徒を大きく変化させることを理解する。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業や行事等において生徒を認める言葉かけを多く行う。
- ①生徒一人一人の様子をしっかりと観察し、言葉かけのタイミングを見逃さないようにする。
- (5) 生徒がいじめについて自ら学び、取り組んでいく方法として具体的な事例を提示する。
- ①自分がその場においてどのような行動を取るべきか、またいじめに発展させないためにはどのようにすべきかなどを考えさせる。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめを受けている生徒がいじめを認めることが恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また自分の思いを確実に伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめを受けている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために放課後などの面談を有効に活用するとともに、気になる状況などがあれば些細なことでも必ず情報の共有を行う。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 「いじめの把握のためのアンケート」を年2回行う。
- (2) 保護者等と連携して生徒を見守るために、日頃から学校（寄宿舎）での様子について連絡をする。
- (3) 些細な情報でも的確に対応し、担任だけではなく学年集団や学校全体として対応する。
- (4) 生徒の些細な変化、兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- (5) 「何かあればいつでも相談してください」ということを繰り返し伝えることで、生徒、保護者等が相談しやすい環境をつくる。
- (6) 道教委等が設置している各種相談窓口との連絡体制を構築、連携することで、生徒の実態に応じた支援の充実を図る。（【別紙】生徒のための相談窓口「おなやみポスト」実施計画」参照）

第4章 いじめが発生した際の対応

1 基本的な考え方

いじめを受けた生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導にあたることで再発防止の手立てである。いじめを行った生徒自身が深刻な課題を有していることも多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よっていじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、相手に謝罪する気持ちに至ることができるよう継続的な指導が必要である。いじめを受けた生徒は、仲間からの励ましや教職員、保護者等の支援、そして何よりも相手の自己変革する姿に人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築を行う営みを通じて、その事象の教訓化を行うことが大切である。

2 いじめを発見および通報を受けた際の対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、それらの行為には早い段階から的確にかかわることが重要である。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止めたり、また生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には的確に対応する。その際いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保に配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに学年主任や、学年指導担当に報告し、いじめの防止等の対策の組織（いじめ対策指導委員会）と情報を共有する。その後は当該組織が中心となり速やかに関係生徒から事実確認の聞き取りを行う。
- (3) いじめが認知された場合の全ての対応は、いじめ対策指導委員会で決定され、職員会議で周知する。その際に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた場合は、状況に応じて所轄警察署への相談を視野に入れた対応を協議する。

3 いじめを受けた生徒及びその保護者等への対応

- (1) いじめを受けた生徒が安心して学校生活を含めた日常生活を送ることを最優先とし、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を整える。またその保護者に対しても今後の対応についての説明を行うなど安心につながる対応を行う。

4 いじめを行った生徒への指導及びその保護者等への対応

- (1) いじめを迅速かつ的確に止めさせたうえで事実確認の聞き取りを行う。その後のいじめを行った生徒及び保護者等への対応をいじめ対策指導委員会で協議する。いじめ対策指導委員会では、基本的に指導会議と同様の進行内容で行う。

- (2) いじめを行った生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめに至る背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (3) いじめが行われていた場合は、その保護者等と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

5 いじめが発生した集団への対応

- (1) いじめを見ていたり、同調、荷担していた生徒に対しても自分の問題としてとらえさせることが大切である。
- 同調、荷担していた生徒や見て見ぬふりをしていた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけではなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。また、それらの生徒はいつ自分が被害を受けるかもしれないという不安をもっていることが考えられることから、「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら必ず知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、加害・被害の生徒のみの問題とせず、学校全体の課題として解決を図る。全ての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため担任が中心となって生徒一人一人の大切さを自覚して学級経営をするとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者とかわる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

6 ネット上のいじめの予防と対応

- (1) 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」、「総合的な探究の時間」等において、情報の発信受信にかかわる必要な知識、基本的技能の学習を継続して進める。
- (2) ネットパトロールを実施し、不適切な書き込みなど「ネットいじめ」の防止に努める。
- (3) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題となる部分を確認しその部分を印刷、保存するとともにいじめ対策指導委員会にて対応等を協議し適切な措置を講ずる。
- (4) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒、保護者の精神的ケアに努める。

第5章 重大事態への対応

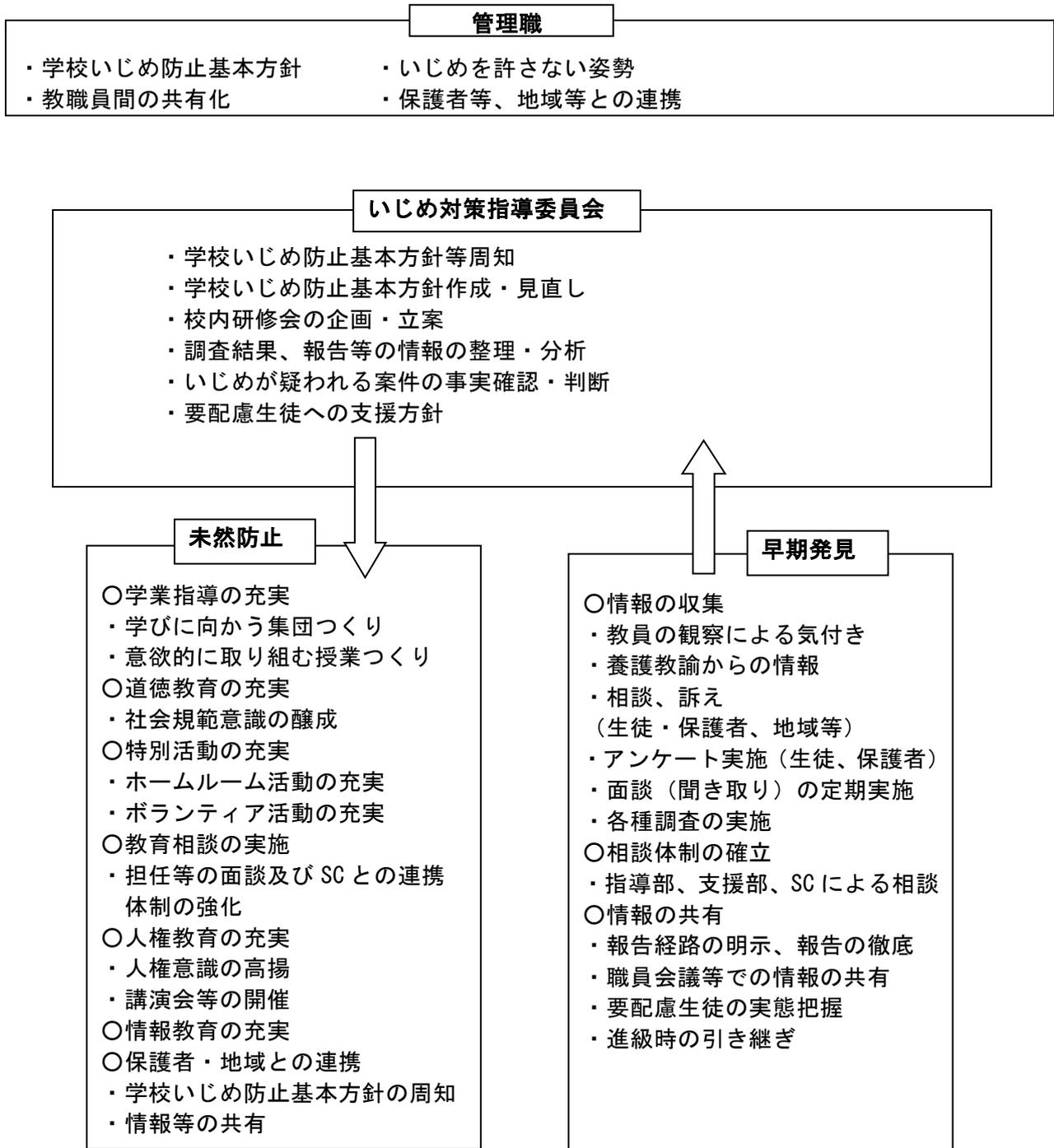
1 重大事態とは

- (1) 「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) 「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 一定期間、連続した欠席がある場合

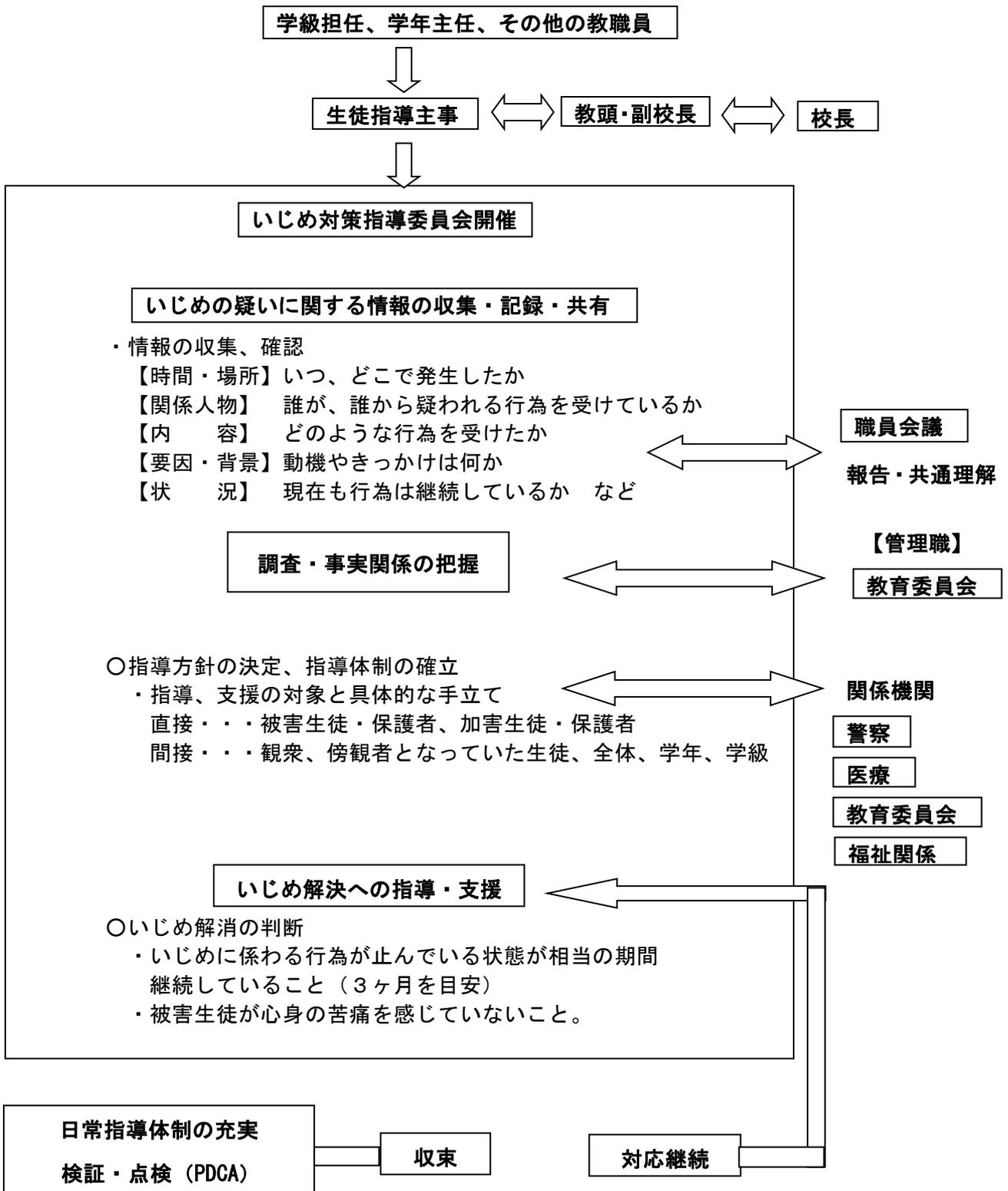
2 重大事態への対処

- (1) 学校が重大事態と判断した場合は、直ちに後志教育局及び本庁特別支援課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態のための組織に協力する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



いじめの認知・発見【重大事態を含む】



＜いじめ防止のための年間指導計画＞ 北海道小樽高等支援学校

月	いじめ未然防止の取組			いじめ防止委員会 学校生活アンケート
	学校行事や取組	生徒会活動	教育相談	
4	<input type="checkbox"/> 入学式・新入生歓迎会	<input type="checkbox"/> いじめ根絶に向け考える①	<input type="checkbox"/> 学習、生活ガイダンス	<input type="checkbox"/> 第一回いじめ防止委員会
5		<input type="checkbox"/> 実践化を図る生徒会活動		<input type="checkbox"/> いじめアンケート①（全校） <input type="checkbox"/> 第二回いじめ防止委員会
6		<input type="checkbox"/> あいさつ運動	<input type="checkbox"/> 生徒面談①（学級）	
7	<input type="checkbox"/> 情報モラル（全校）			<input type="checkbox"/> 第一回見守りネットワーク
8			<input type="checkbox"/> 家庭訪問（1年）	<input type="checkbox"/> 第三回いじめ防止委員会
9	<input type="checkbox"/> 命について学習	<input type="checkbox"/> いじめ根絶に向け考える②		
10		<input type="checkbox"/> あいさつ運動	<input type="checkbox"/> 生徒面談②（学級）	
11	<input type="checkbox"/> 学校祭	<input type="checkbox"/> 学校祭に向けての取組 イベント企画		<input type="checkbox"/> いじめアンケート②（全校） <input type="checkbox"/> 第四回いじめ防止委員会
12				<input type="checkbox"/> 第二回見守りネットワーク
1・2			<input type="checkbox"/> 生徒面談③（学級）	
3	<input type="checkbox"/> 卒業式	<input type="checkbox"/> 自分たちが築く次年度の学校像を生徒会が主体的に全校生徒に周知する活動		

付則 この方針は平成 26 年 3 月 31 日より施行する。

平成 29 年 8 月 21 日一部改訂

平成 30 年 3 月 31 日一部改訂

令和 5 年 4 月 1 日一部改訂

令和 5 年 9 月 8 日一部改訂

令和 5 年 11 月 24 日一部改訂

令和 7 年 4 月 1 日一部改訂